

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第六十四号）（行政管理室）

一 改正の要旨

県立広島病院に生殖医療科を設置することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年六月一日

★ 広島県手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十五号）（財政室）

一 改正の要旨

広島県手数料条例の一部改正に伴い、新たに徴収することとした構造計算適合性判定手数料の徴収方法及び徴収時期を定めるため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成十九年六月二十日

★ 介護保険法施行細則の一部を改正する規則（規則第六十六号）（介護保険指導室）

一 改正の要旨

介護員養成研修の指定申請、指定居宅サービス事業者等の指定申請及び指定介護療養型医療施設の指定変更申請に係る手数料を徴収することに伴い、申請書の様式を改正した。

二 施行期日

平成十九年六月一日

★ 広島県警察関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六十七号）（警察本部）

一 改正の要旨

道路交通法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行った。

二 施行期日

平成十九年六月二日